

計量法に基づく水道メーター検定満期 取替業務委託共通仕様書

(目 的)

第1条 本委託業務は、新発田市水道局(以下「局」という。)が設置した水道メーター(以下「メーター」という。)の検定有効期間が満了するものの取替を行うものである。

また、メーターに接続している止水栓等給水管附属用具に不具合や機能低下がみられるときは、当該用具の取替・新設等必要な整備を行うものとする。

(受注者の指定)

第2条 受注者は新発田市指定給水装置工事業者名簿に登録され、市内に本社を有し、かつ、自社に(ア)給水装置工事主任技術者及び(イ)給水装置工事配管技能者(主任配管工含む。)をそれぞれ1名以上有しているものとする((ア)・(イ)は重複しないこと。)

(責 務)

第3条 受注者は、本委託業務の施工に当たっては、新発田市委託契約約款、本仕様書、並びに局係員(以下「係員」という。)の指示に従って誠実にして完全に実施しなければならない。本仕様書に疑義を生じたときは係員の指示に従うものとする。また、本仕様書に明記していない事項であっても技術上当然必要と認められるものは、受注者の判断と責任により施工するものとする。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、本委託業務の全部又は一部を他の業者に請け負わせてはならない。

(委託期間)

第5条 本委託業務の委託期間は下記のとおりとし、委託業務の実施(取替)場所及び実施(取替)個数は、特記仕様書によるものとする。

期別	委託期間
第5期	契約日から令和8年9月24日まで

(特記仕様書の変更)

第6条 取替対象メーターは、原則使用中(開栓中)のものとするため、本委託業務契約締結後の水道使用開始届又は水道使用中止届により、取替対象メーターが一部変更となる場合がある。取替対象メーターの仕様に変更が生じた場合は、係員と別途協議するものとする。また、契約金額を変更する場合の計算式は以下のとおりとする。

[変更設計額(税抜)×元契約額(税抜)÷元設計額(税抜)] ×

1.10＝変更契約額(税込)

ただし、[] 内の計算結果に 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(水道メーターの支給)

第7条 取替用新品(改造)メーターは、各期ごとに取替期間前の係員が指定する日に取替予定個数分を局において受注者に引き渡すものとする。

(使 用 材 料)

第8条 メーター取替業務及び止水栓等給水管附属用具整備業務に使用する諸材料(メーターを除く。)は、受注者が用意するものとし、局の指定したものを使用しなければならない。また、交換後のメーターに伝票を添付するための豆荷札についても受注者が用意する。

(お客様への通知等)

第9条 メーターの取替に当たっては、取替対象となるお客様に対し、事前に「水道メーター定期取替(無料)のお知らせ(別紙1)」等のチラシを配布し周知を図ること。取替時、お客様が在宅の場合は、必ずお客様の了解を得てから施工し、完了後はお客様の確認を求めるとともに「水道メーター取替完了のお知らせ(別紙2右側部分)」を配布すること。お客様が不在の場合は、取替完了後の「水道メーター取替完了のお知らせ(別紙2右側部分)」の配布のみとする。

店舗等営業用メーターの取替に当たっては、事前にお客様と施工日時等を協議し、営業等に支障を及ぼすことのないように注意すること。

(取替作業上の注意)

第10条 施工に当たり受注者は次の各号に基づき確実に業務を行うこと。

- (1) アパート等メーターが集中して設置してある場所で取替を行う際は、入れ違い取り付け又は取替伝票への記入誤り等がないよう慎重に行うこと。
- (2) メーターは精密機器であるため、運搬、積み込み、積み下ろし、取外し、取付け、通水等をする場合の取扱いには十分注意をし、衝撃及び水撃を与えることのないよう慎重を期すこと。
- (3) メーターを取り付ける際に給水管にごみや砂等異物が入ると、水の流れを妨げたり、メーター及び給水装置の故障、水質汚染等の原因となるため、メーターボックス内をきれいにし、施工の前後には必ず給水管をきれいに洗い流すこと。
- (4) メーターの取付けは傾斜しないように地盤を良質な砂等で平らにし、必ず水平に取付けること。
- (5) メーターの取付けの際、流入方向が反対(逆取付け)になることのないようメーターの上面及び側面に示してある流入方向の矢印(→)に注意し、正しく取付けること。
- (6) メーターの取付けの際、パッキンのよじれやメーターユニオンの締め付け不

良等による漏水がないよう特に注意すること。

- (7) メーターを取付け開栓通水する場合、急に水を流すと急激な水圧のためメーター機構部が破損することがあるので、水圧の強い場所では特に注意し、給水栓等を徐々に開けながら通水するよう心がけること。
- (8) メーターの取付けが終わったらメーターボックスの位置を調整し、雨水等が流入しないよう措置すること。
- (9) 取外した古いパッキンやキャップ等は現場に置き忘れることのないよう必ず持ち帰って破棄すること。
- (10) 本業務を行う際は、給水装置（特に配管）の状況等についても十分配慮しながら作業を行うものとし、盗水、クロスコネクションと推測されるものについては速やかに係員に報告すること。
- (11) 取替を指示されたメーターの取替が困難であるなど問題のあるときは、速やかに係員に連絡を取りその指示に従うこと。
- (12) 取替対象メーターが閉栓中の場合は、取替後も閉栓の処理をしておくこと。
- (13) 本業務を行う際、作業従事者は必ず局から貸与する腕章を着用すること。

（取替完了後の苦情に対する対応）

第11条 取替完了後、お客様から、漏水・濁水・出水不良等の苦情や問合せがあった場合は、迅速かつ誠実に対応し、確実に当該不良箇所を修繕しなければならない。

（取替業務完了後の提出書類等）

第12条 受注者は、委託期間内に取替業務を完了するとともに次の書類等を提出しなければならない。

- (1) 委託業務竣工届
- (2) 水道メーター取替依頼伝票（別紙2左側部分）
- (3) 取り外したメーター（きれいに洗い箱詰めにして必ず「水道メーター取替済伝票（別紙2中央部分）」を添付すること。）
- (4) 新たに取り付けるメーターと取り外したメーターを並べて撮影した写真データを収めたCD-R又はDVD-R
※新旧のメーターをメーター番号、指針が確認できるように一組ごとに全個数分撮影すること。ファイル形式は原則としてJPGとし、交換前のメーター番号をファイル名とすること。
- (5) その他（係員の指示による。）
*（2）及び（3）は、きちんと対応するよう整理番号順に並べて提出すること。

（補 償）

第13条 完了後6か月以内に施工の不良等により給水装置に故障を生じた場合及びお客様の営業等に損害を与えた場合の費用は、受注者の負担とする。

（そ の 他）

第14条 本業務の実施のために貸与されたメーター設置場所等の個人情報を含む

データについては、業務完了後速やかに係員に返却しなければならない。

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及び内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。